

# 定年引上げに係る主な改正内容について

## 1 退職手当の基本額の計算方法の特例について（退職手当支給条例第7条の2）

退職手当の基本額の計算方法に係る特例（ピーク時特例）が次の場合についても適用されます。

- ・職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準の俸給月額となる場合（退職手当支給条例附則第24項）

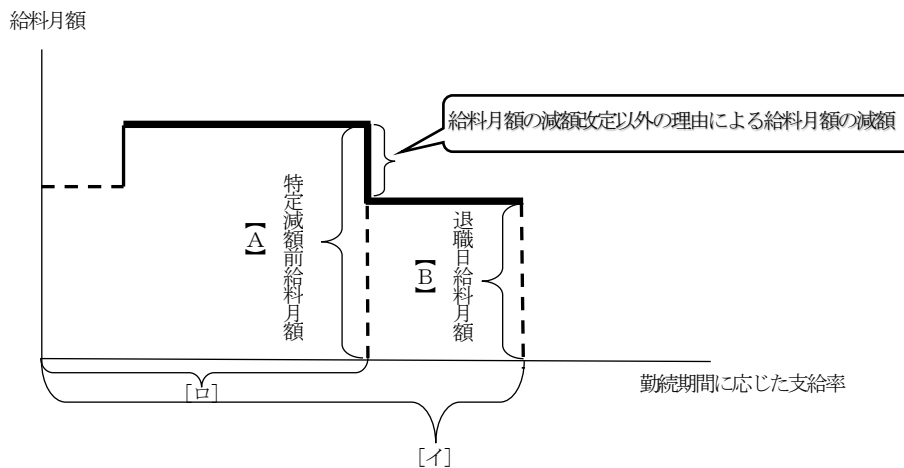
このほか、管理監督職勤務上限年齢による後任等により給料月額が減額される場合も適用します。

### 【参考】ピーク時特例の計算方法

退職手当の基本額

= 特定減額前給料月額(A) × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)

+ 退職日給料月額(B) × (退職日までの勤続期間に応じた支給率(イ) - 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ))



## 2 60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定について（退職手当支給条例附則第21項及び第22項）

60歳に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定します。

ただし、次の職員には適用されません。

- ・定年の定めのない者（臨時的任用職員等法律により任期を定めて任用される職員など）
- ・旧特例定年65歳相当職員（医師等）
- ・特例定年66歳～70歳の職員

### 3 定年前早期退職特例措置における当分の間の措置

- (1) 退職した職員の事情によらない公務運営上やむを得ない退職理由(整理、公務上死傷病、勸奨)による場合の退職日給料月額割増率は、当分の間、改正前の定年制度下で対象とされる年齢(50歳～65歳(医師等))と割増率とします(退職手当支給条例附則第25項、第27項及び第28項)。

(改正前の定年年齢が60歳の場合の割増の対象となる年齢と割増率)

引上げ前の 定年1年前 (59歳)	引上げ前の 定年2年前 (58歳)	引上げ前の 定年3年前 (57歳)	・・・	引上げ前の 定年9年前 (51歳)	引上げ前の 定年10年前 (50歳)
2%	4%	6%		18%	20%

- (2) 退職した職員の事情によらない公務運営上やむを得ない退職理由(整理、公務上死傷病)による場合の退職日給料月額割増率は、当分の間、60歳～65歳前までの間に退職した場合は、一律2%とします(退職手当支給条例附則第29項)。

(改正前の定年年齢が60歳の場合の60歳以後の割増の対象となる年齢と割増率)

引上げ後の 定年1年前 (64歳)	引上げ後の 定年2年前 (63歳)	引上げ後の 定年3年前 (62歳)	引上げ後の 定年4年前 (61歳)	引上げ後の 定年5年前 (60歳)
2%	2%	2%	2%	2%

### 4 施行日

令和5年4月1日